

令和3年5月14日
自動車局整備課



自動車整備士 PR ポスターのデザインを募集します！！



～自動車整備士を志す方々等からの応募をお待ちしております～

国土交通省では、平成26年度より、高校生をはじめとする若い方や女性に向けて自動車整備士の仕事の重要性をPRするポスターを作成・配布し、多様な人材の確保に取り組んでいます。

今年度は、令和元年度*と同様に自動車整備士養成施設に通う方々及び自動車整備事業場で働いている方々からポスターデザインを募集します。

※昨年度は、新型コロナウイルスの影響により募集を見送りました。

1. 受付期間：令和3年5月14日（金）から9月10日（金）まで
2. 応募方法等：別添「自動車整備士 PR ポスターデザインコンクール募集要領」参照
3. デザイン案の主な条件：
 - ・若者や女性に自動車整備の世界に目を向けてもらう魅力あるデザインであること
 - ・商標登録など、他者の権利を侵していないこと
 - ・キャッチフレーズはデザインとは別ファイルで提出すること

【参考】令和元年度 最優秀賞及び優秀賞

《 最優秀賞 》



《 優秀賞 》



4. デザインの決定：令和3年10月中に決定・発表する予定

最優秀賞作品は、国土交通省及び自動車整備人材確保・育成推進協議会のポスター、チラシ及びクリアファイルなどに利用し、全国の高等学校、駅、関係機関及び自動車整備工場へ配布する他、各種イベントで活用させていただきます。

また、優秀賞作品においても、ノベルティデザインとして活用させていただく予定です。

問い合わせ先

自動車局 整備課 福菌、佐藤

代表：03-5253-8111（内線：42414） 直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

自動車整備士 PR ポスターデザインコンクール募集要領

1. 趣旨

自動車整備士の仕事の重要性をPRするポスターを作成するにあたり、自動車整備士を志している自動車整備士養成施設^{※1}に通う方々や自動車整備事業場^{※2}に従事している方々からポスターデザインを募集いたします。

なお、ご応募いただいた作品のうち、最優秀作品はポスターに採用する予定としておりますので、多数のご応募をお待ちしております。

※1 自動車整備士養成施設とは自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)第6条の18に基づく、次の施設をいいます。

- 1.) 一種養成施設(主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有しない者を対象とする養成施設)
例：自動車整備の専門学校
- 2.) 二種養成施設(主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者を対象とする養成施設)
例：自動車整備振興会技術講習所

※2 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場をいいます。

2. 募集内容

「若者や女性に自動車整備の世界に目を向けてもらう魅力あるポスターデザイン」
デザインテーマ

「自動車整備士がクルマ社会を守る」「自動車整備士になりたい!」「目指せ!自動車整備士」など

3. 応募方法

①応募資格

自動車整備士養成施設に通っている方及び自動車整備事業場で働いている方とします。

②作品仕様

次のいずれかの仕様で応募してください。

- 1.) 写真〔日本産業規格(JIS)縦A4サイズ、カラー・モノクロ可、単写真〕
- 2.) グラフィックデザイン〔日本産業規格(JIS)縦A4サイズ、カラー・モノクロ可〕

③提出方法

CDまたはDVDに以下のものを保存し郵送してください。ただし、3.)の提出は任意とします。

- 1.) ②の電子データ〔形式：JPEG、イラストレータ、フォトショップ サイズ：1MB以上とし、日本産業規格(JIS)縦B2サイズで印刷しても画像が鮮明であること。〕
- 2.) 住所・氏名・電話番号・養成施設名又は事業場名(認証番号含む)・作品タイトル及び趣旨〔形式：.doc、.docxまたは.txt〕
(取得した個人情報、入賞のご連絡・発表のご案内のみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。)
- 3.) キャッチフレーズまたは自動車整備士への思い(100字以内)〔形式：.doc、.docxまたは.txt〕

④応募期間

令和3年9月10日(当日消印有効)までとします。

⑤注意事項

- 1.) 一人何点でも応募は可能としますが、作品毎にフォルダを作成し提出をしてください。また、応募料は、無料としますが、作品送料等は応募者負担となります。
- 2.) 提出された応募作品は返却いたしません。
- 3.) ポスターデザインまたはキャッチフレーズ（キャッチフレーズの採用のみの場合を含む。）をポスター等に採用する際に、色校正、修正等をさせていただくこともあります。
- 4.) 応募作品の天地（上下）は、明瞭にわかるようにしてください。
- 5.) 人物等の被写体に関する肖像権は、応募者の責任において了解が得られたものとします。
- 6.) 公序良俗に反するもの及びその恐れのあるものは応募できません。
- 7.) 他人のプライバシーを侵害するもの及び著作権を侵害するものは応募できません。
- 8.) コンクールに応募することによりトラブルが発生した場合には、応募者の責任で解決し、主催者は責任を一切負わないものとします。
- 9.) 応募作品はオリジナル未発表のもので、同一または類似作品が他のコンクールなどに、応募していないもの、また、インターネットサイトなどに、掲載されていないものとします。
- 10.) 本要領に違反した場合や賞決定後でも、既に発表されているものと同じまたは類似の作品であることが判明した場合は採用を取り消すことがあります。
- 11.) 全応募作品の使用権は国土交通省及び自動車整備人材確保・育成推進協議会※3に帰属し、展示、出版物、宣伝広告、インターネットなどへ無償で使用・転載することがあります。
- 12.) 当募集要領に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとします。

〔 ※3 自動車整備人材確保・育成推進協議会とは自動車整備に携わる人材の確保、育成を図ることを目的に、自動車関係団体で設立された団体をいいます。 〕

4. 審査員

国土交通省、自動車整備人材確保・育成推進協議会参加団体より構成します。

5. 発表方法

令和3年10月（予定）に国土交通省ホームページにて公表。入賞者には通知をするとともに、自動車整備人材確保・育成推進協議会参加団体の機関誌等に掲載することがあります。なお、不採用の通知は行いません。また、選考結果に関する問い合わせについては回答いたしません。

6. 作品使用

最優秀作品は、令和3年度自動車整備人材確保・育成推進のポスター、チラシ等で使用する他、自動車整備人材確保・育成の推進活動に幅広く活用します。また、優秀作品につきましては、自動車整備人材確保・育成推進の広報資料として活用することもあります。

7. 賞

最優秀賞：1点 優秀賞：2点

8. 表彰

最優秀賞には授与式にて賞状と副賞（別紙）を、優秀賞には郵送にて記念品（別紙）を贈呈します。

9. 応募・問い合わせ先

○応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省自動車局整備課内「自動車整備士 PR ポスターデザインコンクール募集担当者」行

○問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 自動車整備士 PR ポスターデザインコンクール募集担当者

電話：03-5253-8111（内線：42414）